

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市皆生市民プール
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目18番3号
(3) 構造	プール棟 鉄筋コンクリート造2階建て 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建て トレーニング棟 鉄骨鉄筋造2階建て
(4) 敷地面積	14,325 m ²
(5) 建築面積	プール棟 1,651.30 m ² (延べ床面積 2,102 m ²) 管理棟 766.25 m ² (延べ床面積 1,414 m ²) トレーニング棟 999.80 m ² (延べ床面積 1,490 m ²)
(6) 開館日	昭和55年3月22日
(7) 主な施設内容	<p>【プール棟】</p> <p>大プール 25m 6コース 水深100cm～120cm</p> <p>小プール 幼児用（滑り台付き）水深60cm～90cm</p> <p>観覧席（2階）20人程度、管理室、監視員室、更衣室、シャワー室（男・女）、多目的更衣室兼シャワー室、身体障がい者用トイレ、採暖室</p> <p>【管理棟】 事務室、研修室</p> <p>【トレーニング棟】</p> <p>体育館（バスケットコート1面、バレーコート1面、バドミントンコート1面、卓球4台、ランニングデッキ1周75m）</p> <p>【駐車場】 72台（身体障がい者用4台）</p>
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	<p>米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため体育施設を設置している。</p> <p>また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。</p>

(9) 施設の現状	<p>屋内プールは、25mプールと幼児用プールを備え、適切なコース及びクラスの設定をした多くの水泳教室を実施するなど、子ども、高齢者、身体に障がいのある方を始め、全ての市民に安心して使用されており、市内のスポーツの普及及び振興並びに市民の健康増進に資する施設として運営されている。</p> <p>また、体育館においては、バドミントン教室、ジュニアトライアスロン教室などの開催により、広く市民に対してスポーツに親しむ機会が提供されている。</p> <p>その他にも、レクリエーションカヌーなど皆生温泉旅館組合と提携した体験型観光の実施、全日本トライアスロン皆生大会開催時の大会本部としての施設提供など様々な利用促進策が講じられている。</p>
(10) 指定管理業務の方針	<p>体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が気軽に参加することができるスポーツ教室の開催を主体に、レクリエーション活動、障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防など、広く市民に対しスポーツを行う場を提供することを目的としている。</p> <p>また、全日本トライアスロン皆生大会を始め、各種大会にも開催場所として施設を提供するものとする。</p>
(11) 施設の運営状況（令和6年度の概要）	<p>ア 使用許可件数 2,008 件 イ 利用者数 68,330 人 ウ 自主事業 水泳教室、スポーツ教室、各種イベントなど ※別添の「令和6年度米子市皆生市民プール施設運営状況」参照</p>

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、経済部文化観光局長の承認を受けて、開館時間及び休場日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、経済部文化観光局長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。職員のうちから、施設の統括責任者として場長 1 人を、これを補佐する者として副場長 1 人を置くものとする。また、指定管理者は、日本水泳連盟プール公認規則に規定するプール管理者並びに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等水泳教室その他の自主事業及び利用者の安全対策の実施に必要な資格を有する者を施設に置くものとする。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 市が主催する事業の企画及び実施

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、施設の使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、施設の管理業務を開始する日までに、市及び現に当該管理業務を行っている公益財団法人鳥取県スポーツ協会・一般財団法人鳥取県水泳連盟共同企業体から事務引継ぎを受けなければならない。

イ 指定管理者は、施設の管理業務の処理に当たり、施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。

ウ 指定管理者は、市が主催する事業（競技団体が実施するものを含む。）に協力しなければならない。

エ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。

オ 市では体育施設の利用予約に際し、インターネット予約システム「とっとり施設予約サービス（サイト URL : <https://p-kashikan.jp/tottori/>）」による管理を行っているため、対応できる必要な体制を整備しなければならない。なお、令和 9 年度以降はシステムの見直しを行う場合がある。

カ 指定管理者は本市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき印刷、清掃、除草等の作業を、可能な限り、障がい者就労施設等から優先して調達するものとする。

キ この募集要項で公募する「米子市皆生市民プール」の指定管理者となるものは、原則として、他の体育施設の指定管理者になることができないこととする。

ク 東山公園施設の指定管理者となる米子新体育館整備等事業の PFI 事業者の構成企業及び協力企業は、この募集要項で公募する「米子市皆生市民プール」の指定管理者となることができないこととする。